

2009.10.30

奈良先端科学技術大学院大学

電子図書館講座

電子図書館と著作権

ー近代デジタルライブラリー事業における著作権処理の事例紹介ー

北野 仁一（国立国会図書館）

1 近代デジタルライブラリー

（１）近代デジタルライブラリーとは

英語名称：Digital Library from the Meiji Era（明治時代からのデジタル図書館）。

明治期以降に刊行され、国立国会図書館が受け入れた図書をインターネット上で提供するシステム。

（２）公開点数

約 108,000 タイトル（約 156,000 冊）約 1,690 万コマ（平成 21 年 9 月末時点）。

当館所蔵の明治期刊行図書約 17 万冊のうちの約 13 万冊、大正期刊行図書約 9 万冊のうちの約 2 万 7 千冊。

（３）アクセス

<http://kindai.ndl.go.jp/>

（４）提供する情報

書誌情報、目次情報、本文情報（本文情報は画像）

2 関連する著作権

（１）複製権（著作権法第 21 条）

著作物をデジタル化する。

（２）公衆送信権（著作権法第 23 条第 1 項）

著作物をデジタル化したものをインターネット等で配信する。

（３）著作権者不明等の場合における著作物の利用（著作権法第 67 条第 1 項）

相当な努力を払っても著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託して著作物の利用ができる。

3 明治期刊行図書著作権処理

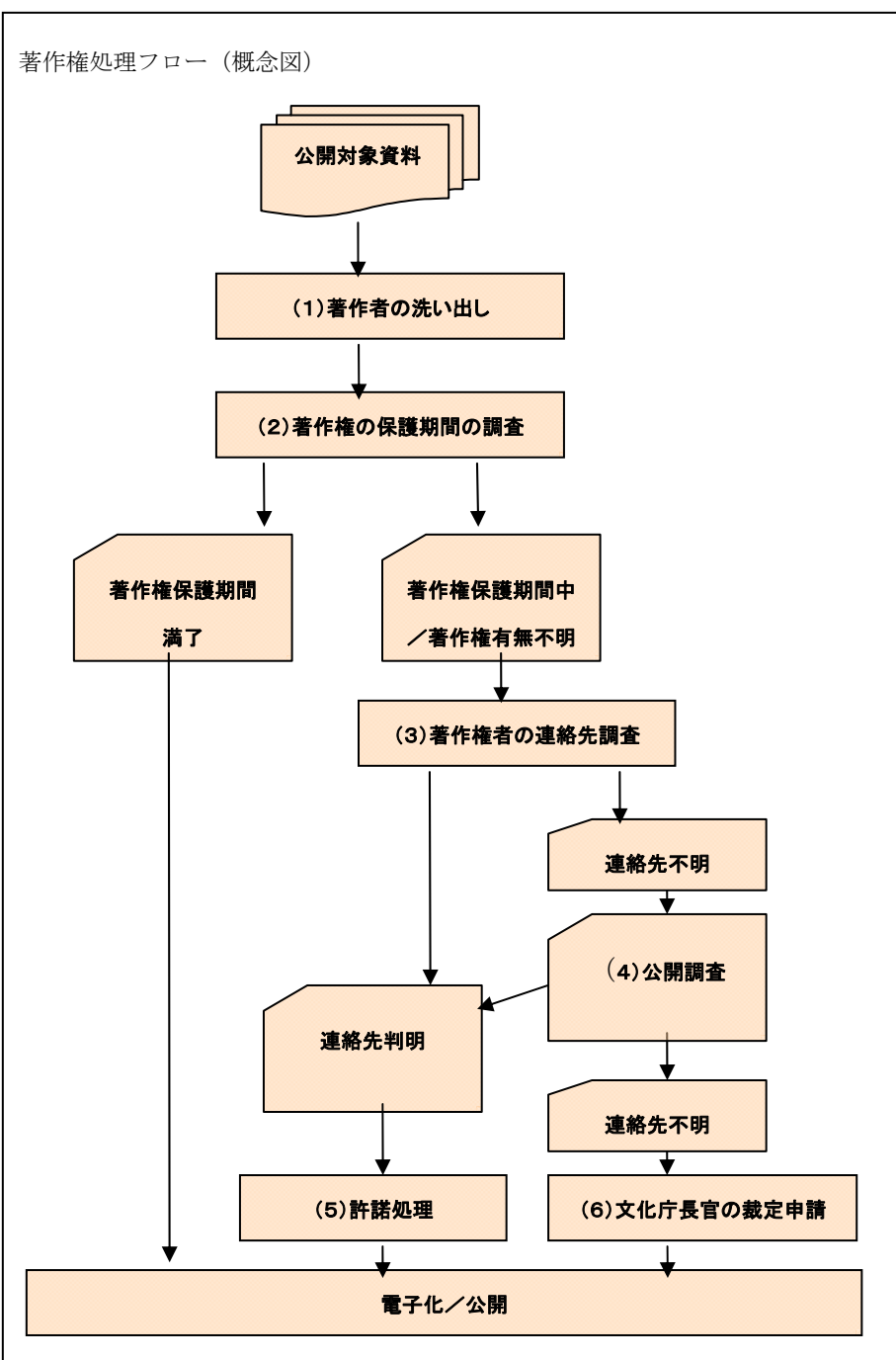
- ・対象資料

106,099 タイトル（156,236 冊）（国立国会図書館所蔵の明治期刊行図書）

- ・処理期間

平成 12 年度～17 年度

著作権処理の流れは以下の図のとおり。



(1) 著作者の洗い出し（平成 12 年度～平成 14 年度）

標題紙、奥付、背、表紙等に記載される著作者のほか、序文、後書き、挿絵及び題字など当該資料に含まれるすべての著作物とその著作者について洗い出しの漏れがないよう注意した。

調査結果 洗い出された著作者 70,202 名

(2) 著作権の保護期間の調査（平成 12 年度～平成 14 年度）

著作物の著作権の保護期間を確認するために、次の方法により著作者の没年を調査した。この没年調査は、著作権保護の対象となるすべての著作者が対象となる。なお、団体名義の著作物及び昭和 31 年末までに発行された写真の著作物の著作者と、無名・変名の著作者（*1）についての没年調査は不要である。（「解説と補足」参照）

調査方法は次のとおり。

- ①一般的な人名事典等の調査
- ②著作者の活動分野や出身地又は著作物の発行地等に関する人名事典等の調査
- ③インターネット上のデータベース等の調査

解説と補足	
◇ 次の点を考慮した。	
・ 著作物が著作権保護の対象かどうかに注意する。憲法、法律等は著作権法の保護対象外となる。	
・ 別名や筆名でも併せて調査を行った。	
・ 同姓同名でも別人である可能性がある。著作物の刊行年、著作物の内容、著作者の経歴等を照らし合わせて判断した。	
・ 著作物や著作者によって、それぞれ著作権保護期間が異なる場合がある。	
＜主な著作権の保護期間＞	
実名の著作物	著作者の没後 50 年（戦時加算対象国の著作者であればプラス加算年（*2））
無名・変名の著作物	公表後 50 年（周知の変名は実名の著作物と同様）
団体名義の著作物	公表後 50 年
昭和 31 年末までに発行された写真の著作物	公表後 13 年（現在はすべての著作物が著作権保護期間満了）
・ 奥付や標題紙等に、「故〇〇」等の標記があれば、没年が不明であっても著作物の発行時点から 50 年（戦時加算対象国の著作者であればプラス加算年）以上経過している場合は、その著作者に関しては著作権保護期間を満了しているとみなした。	

調査結果	調査対象となる全著作者数	70,202 名
	没年が判明した著作者数	16,969 名
	(そのうち保護期間が満了している著作者数	16,298 名)

(3) 著作権者の連絡先調査（平成 15 年度、平成 16 年度）

著作権の保護期間中または著作権の有無不明の著作物の著作権者について、当該著作物の利用に関する許諾を得るために、次に掲げる方法により著作権者の連絡先を調査した。

- ①一般的な人名事典等による調査
- ②著作者の活動分野や出身地又は著作物の発行地等に関する人名事典等による調査
- ③インターネット上のデータベース等による調査
- ④著作者の活動分野と同じ分野で活躍する研究者に情報提供を依頼
- ⑤著作物の発行者に情報提供を依頼
- ⑥著作者の出身地の公共図書館、公文書館等に情報提供を依頼
- ⑦著作者の出身地又は著作物に記載された著作者の住所を管轄する公共機関（市町村役場等）に情報提供を依頼
- ⑧著作者の肩書きから判明する所属機関・団体等に情報提供を依頼
- ⑨著作物の主題に関連する機関・団体等に情報提供を依頼

解説と補足

- ◇ ④～⑨は外部への調査依頼である。この調査の回答は、文化庁長官の裁定申請（(6)参照）の際の疎明資料ともなるため、特に次の必要事項を盛り込んでおいた。また、不明の場合も「不明であること」自体が疎明資料となるため、必ず回答を返送してもらうようにした。
 - ・回答者の氏名・連絡先・所属機関等
 - ・回答日
 - ・著作者のデータ（著作者の肩書き、著作物の題号等調査のヒントになるもの）
 また、照会を行う際は、その機関（あるいは研究者等）に問い合わせた根拠をデータに記載しておいた。
- ◇ 著作権者の現住所だけではなく、著作者の刊行当時の住所や旧住所等も記録した。これは、⑥や⑦の調査を行うためである。
- ◇ 団体名義の著作物で公表後 50 年経過していない著作物は、その団体の連絡先を調査する。（明治期著作権処理の著作物は、すべて 50 年を経過しているため不要）

調査結果	連絡先が判明した著作者数	約 480 名
	没年が判明した著作者数	約 1,400 名
	(そのうち保護期間が満了した著作者数	約 990 名)

(4) 公開調査（平成 15 年度～平成 17 年度）

著作権保護期間中または著作権有無不明の著作物の著作者について、(2)～(3)の調査で没年あるいは連絡先が判明しなかった場合は、これらの情報について広く一般に提供を求める公開調査を、国立国会図書館ホームページ上で実施した。

解説と補足

- ◇ インターネットを介しての情報提供の場合は SSL 等の暗号化方式を用いる。
一般の人から情報を提供してもらう場合は、情報提供者の個人情報が守られるよう配慮する。

調査結果	連絡先が判明した著作者数	83 名
	没年が判明した著作者数	711 名
	（そのうち保護期間が満了した著作者数	642 名）

(5) 許諾処理（平成 15 年度、平成 16 年度）

連絡先が判明した著作権者に対し、著作物の利用許諾依頼状を送付し、回答を得た。著作権者に次の文書を送付した。

① 依頼状

事業内容と著作物の利用方法を説明した。利用方法については分かりやすく具体的に記載した。

② 許諾状

許諾の応否、著作権者の氏名・押印（外国人の場合は署名）・連絡先・許諾日付の欄を設けた。

③ 著作物リスト

リストから漏れたものは許諾を得たことにならないため、別名での著作物も含め、すべての著作物について記載した。

解説と補足

- ◇ 団体名義の著作物で公表後 50 年経過していない著作物も、同様に許諾処理を行う。
（明治期著作権処理の著作物は、すべて 50 年を経過しているため不要）
- ◇ 著作権者から許諾しない旨の回答があった場合はその著作物を利用しない。
- ◇ 著作権者に使用料を支払う必要がある場合は、文化庁長官の裁定による補償金額（(6) 参照）が参考になる。

処理結果	許諾依頼状の送付数（著作権者数）	442 件
	許諾	315 件
	非許諾	10 件

（６）文化庁長官の裁定申請（平成 16 年度、平成 17 年度）

（２）～（５）の作業を経てなお著作権者の連絡先が不明の著作物および著作権の有無が不明の著作物について、文化庁長官の裁定を申請した。

相当な努力を払っても著作権者の連絡先が不明の場合には、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託して著作物の利用ができる（著作権法第 67 条第 1 項）。裁定に当たっては、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出する（著作権法施行令第 8 条）。手続きの詳細については文化庁のサイト上で「著作権者不明等の場合の裁定制度」(<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-l/index.html>) が公表されている。

○申請書の記述事項

- ①申請者（法人等を含む。）の氏名（名称）及びその住所（居所）
- ②著作物の題号及び著作者名
- ③著作物の種類及び内容又は体様
- ④著作物の利用方法
- ⑤補償金の額の算定の基礎となるべき事項
- ⑥著作権者と連絡することができない理由

○申請書の添付書類

- ⑦申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは、その図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料。
- ⑧著作権者と連絡することができないことを疎明する資料。
- ⑨申請に係る著作物が公表され又は相当期間にわたり公衆に提供され、又は提示されている事実が明らかであることを疎明する資料。

解説と補足

- ◇ ⑦と⑨には資料の一部（標題紙、奥付等著作者名が記載されている箇所）のコピーを充てる。⑧には、外部機関等への照会の回答文書を充てる。⑨には当該資料の書誌データを付し、相当期間にわたり公衆に提供されている事実について疎明を行う（「出版」等により公表されたことを示す）。
- ◇ 申請に当たっては、事前に文化庁と協議を行う。その際、補償金額の算定式案を提示する。算定式は行おうとしているサービスの形態によって異なるため、類似のサービスを参考に案を作成する。
- ◇ 再申請が必要になる場合もあるので、事前の協議で裁定の有効期間についても確認する。

処理結果	著作物数	72,583 件
	著作者数	38,794 件
	補償金額	著作物 1 件（5 年間利用）あたり 51 円

（７）公開に関する留意点

著作権保護期間中の著作物を公開する場合において、「著作権法上認められる範囲（私的利用のための複製等）を超えて利用する場合は、著作権者の許諾を得る必要がある」ということを明示した。

また、文化庁長官の裁定を受けて公開している著作物については、著作権法第 67 条第 2 項により、裁定を受けた旨とその裁定のあった年月日を明示した。

（８）明治期刊行図書著作権処理の結果

- ・対象資料 106,099 タイトル（156,236 冊）
- ・著作物数 194,257 件
- ・著作者数 72,730 名（*3）

（著作者数 72,730 名のうち）

- ・著作権保護期間が満了した著作者数 20,141 名
- ・著作権保護期間中の著作者 777 名
- ・著作権有無不明の著作者 51,712 名

（保護期間中＋有無不明 52,489 名のうち）

- ・連絡先が判明しなかった著作者数 52,185 名
- ・文化庁長官裁定を受けた著作者数 38,794 名

- ・利用が可能になったタイトル数 約 89,000 タイトル（約 127,000 冊）

4 今後の計画

(1) 大正期刊行図書の著作権処理

(2) 昭和前期刊行図書の著作権処理を開始（平成 21 年度～）

5 改正著作権法（平成 21 年 6 月改正、平成 22 年 1 月施行）

(1) 図書館等における複製（第 31 条）について

国立国会図書館での電子化について、必要と認められる限度において、著作権者の許諾なしに行えるようになる（インターネットで提供するためには、著作権者の許諾が必要）。

(2) 著作権者不明等の場合における著作物の利用（第 67 条）について

文化庁長官の裁定のための申請書における記載項目について、従来は文化庁著作権課との協議によるとしていたものを、著作物の利用方法その他について政令で定めることになる。

(3) 国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製（第 42 条）について

今年 7 月に国立国会図書館法が改正され（改正法の施行は平成 22 年 4 月）、併せて著作権法第 42 条の 3 が追加された。これにより、国・地方公共団体の機関や、独立行政法人等の提供するインターネット資料については、著作権者の許諾なしに当館が収集・保存することが行えるようになる（インターネットで提供するためには、著作権者の許諾が必要）。

（注）

*1 「変名」の一例としては「某中尉」等のもののほか、姓のみ又は名のみ表記のもの、イニシャル表記のもの等が挙げられる。なお、「夏目漱石（＝夏目金之助）」等の周知の変名の場合は没年調査の対象となる。

*2 平和条約に基づき定められたもので、連合国民が第 2 次世界大戦以前か大戦中に取得した著作権については、通常の保護期間に戦争期間を加算して保護しなければならない。（連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律）

*3 団体著作者約 4,500 機関を含む。3（1）と（2）の 70,202 名より約 2,500 名増加しているのは、平成 15 年度以降の著作権処理作業時に資料の再確認を行った際に、新たに著作者が洗い出されたことによる。

（参考文献）

・国立国会図書館関西館事業部電子図書館課『国立国会図書館資料デジタル化の手引き』（平成 17 年 11 月）
<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitalguide.html>

・関西館事業部電子図書館課「近代デジタルライブラリー事業における明治期刊行図書の著作権処理の結果について」（『国立国会図書館月報』542 号，2006 年 5 月，pp.2-6.）

<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/geppo/pdf/geppo0605.pdf>

(参考資料)

著作権法（抄）（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(公衆送信権等)

第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

(図書館等における複製)

第三十一条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

平成 22 年 1 月 1 日以降（下線部が「著作権法の一部を改正する法律」（平成二十一年法律第五十三号）による修正箇所）

（図書館等における複製）

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 ほかの図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条の二第四項において同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

（裁判手続等における複製）

第四十二条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事（医療機器（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器をいう。）に関する事項を含む。以下この号において同じ。）に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

(行政機関情報公開法等による開示のための利用)

第四十二条の二 行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人は、行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ行政機関情報公開法第十四条第一項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法、独立行政法人等情報公開法第十五条第一項に規定する方法（同項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方法（行政機関情報公開法第十四条第一項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。）を含む。）又は情報公開条例で定める方法（行政機関情報公開法第十四条第一項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法以外のものを除く。）により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

平成 22 年 4 月 1 日以降（下線部が「国立国会図書館法の一部を改正する法律」（平成二十一年法律第七十三号）による修正箇所）

(裁判手続等における複製)

第四十二条 （略）

(行政機関情報公開法等による開示のための利用)

第四十二条の二 （略）

(国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製)

第四十二条の三 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の三第一項の規定により同項に規定するインターネット資料（以下この条において「インターネット資料」という。）を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

2 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、同法第二十五条の三第三項の求めに応じインターネット資料を提供するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができる。

(保護期間の原則)

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつて

は、最終に死亡した作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。

（無名又は変名の著作物の保護期間）

第五十二条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその作者の死後五十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その作者の死後五十年を経過したと認められる時において、消滅したものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- 一 変名の著作物における作者の変名がその者のものとして周知のものであるとき。
- 二 前項の期間内に第七十五条第一項の実名の登録があつたとき。
- 三 作者が前項の期間内にその実名又は周知の変名を作者名として表示してその著作物を公表したとき。

（団体名義の著作物の保護期間）

第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（その著作物がその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後五十年）を経過するまでの間、存続する。

2 前項の規定は、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の作者である個人が同項の期間内にその実名又は周知の変名を作者名として表示してその著作物を公表したときは、適用しない。

3 第十五条第二項の規定により法人その他の団体が作者である著作物の著作権の存続期間に関しては、第一項の著作物に該当する著作物以外の著作物についても、当該団体が著作の名義を有するものとみなして同項の規定を適用する。

（保護期間の計算方法）

第五十七条 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は第五十四条第一項の場合において、作者の死後五十年、著作物の公表後五十年若しくは創作後五十年又は著作物の公表後七十年若しくは創作後七十年の期間の終期を計算するときは、作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

（著作権者不明等における著作物の利用）

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、か

つ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

- 2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

平成 22 年 1 月 1 日以降（下線部が「著作権法の一部を改正する法律」（平成二十一年法律第五十三号）による修正箇所）

（著作権者不明等における著作物の利用）

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

- 2 前項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で定める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができないことを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

国立国会図書館法（抄）（昭和二十三年二月九日法律第五号）

第二十三条 館長は、国立国会図書館の収集資料として、図書及びその他の図書館資料を、次章及び第十一章の規定による納入によるほか、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて収集することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換の用に供し、若しくは処分することができる。

平成 22 年 4 月 1 日以降（下線部が「国立国会図書館法の一部を改正する法律」（平成二十一年法律第七十三号）による修正箇所）

第二十三条 館長は、国立国会図書館の収集資料として、図書及びその他の図書館資料を、次章及び第十一章の規定による納入並びに第十一章の二の規定による記録によるほか、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて収集することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換の用に供し、若しくは処分することができる。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなく、前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

平成 22 年 4 月 1 日以降（下線部が「国立国会図書館法の一部を改正する法律」（平成二十一年法律第七十三号）による修正箇所）

第十一章 その他の者による出版物の納入 （略）

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するように求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。